

利用にあたって

- I) 本資料は、公表されている最新の数値を基本に、和歌山県の農林水産業の概要を示したものです。
- II) 公表されている数値の最新年次が全国と和歌山県で異なるなどのため、囲み掲載している「本県農林水産業の全国における位置」等、数値と本編の数値が一致しないものもあります。
- III) 数値等の出典は図の下に（ ）書きで示しています。

ただし、「本県農林水産業の全国における位置」は農林水産省統計表に基づいています。また、単位未満の数値は四捨五入、あるいは下記のとおり四捨五入を行っている調査もあるため、内容の計は必ずしも合計と一致しません。

桁 数		7 桁 以 上	6 ～ 5 桁	4 ～ 3 桁	2 桁 以 下
四捨五入の方法		100の位を 四捨五入	10の位を 四捨五入	1 の位を 四捨五入	四捨五入 しない
例	四捨五入前	1,234,567	123,456	1,234	12
	四捨五入後	1,235,000	123,500	1,230	12

- IV) 本資料で使われている主な統計用語は、次のとおりです。

(1) 農家とは……………経営耕地面積が10アール以上であるか又は過去1年間の農産物販売金額が15万円以上あるかのどちらかの要件を満たしている世帯。

(2) 販売農家とは………経営耕地面積30アール以上又は農産物販売金額50万円以上の農家。

単一経営農家 農産物の1位部門の販売金額が全体の80%以上を占める農家

複合経営農家 単一経営以外の農家で1位部門の販売金額が農産物総販売額の60%未満の農家

準単一複合経営農家 複合経営のうち1位部門の販売金額が農産物総販売額の60%以上80%未満の農家

(3) 自給的農家とは……………経営耕地面積30アール未満でかつ農産物販売金額50万円未満の農家。

利用にあたって

- (4) 基幹的農業従事者とは…自家農業に主として従事した世帯員のうち、普段農業に従事することを主としている者。
- (5) 農業専従者とは……………自家農業に従事している者であり、自家農業に従事した日数が150日以上の方。
- (6) 農家所得 = 農業所得 (農業粗収益から農業経営費を差し引いたもの) + 農外所得 (農外収入から農外収入をあげるために要した費用を差し引いたもの)
- (7) 生産農業所得 = 農業総産出額 × 所得率 + 農業生産に関わる経営補助金
- (8) 農業産出額とは……………農業生産活動による最終生産物の総生産額であり、市町村別の農産物別生産数量に市町村別農産物別農家庭先価格を乗じて算出したもの。市町村を推計単位としている。
- (9) 林業経営体とは……………次のいずれかに該当する事業を行う者。
- ① 権原に基づいて育林又は伐採を行うことができる山林の面積が3ha以上の林業 (「森林施業計画」を策定している者又は、5年間継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。)
 - ② 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業 (素材生産については、1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)
- (10) 林業就業者とは……………15歳以上で特定の1週間の間に林業に従事した者。
- (11) 上記のうち主として林業に就業している者とは……主に勤務や自営により林業の仕事をしていた場合。
- (12) 生産林業所得 = 林業産出額 × 所得率
- (13) 漁業経営体とは …………… 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
- 個人経営体 個人で漁業を自営する経営体。
- (14) 漁業就業者とは……………満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
- (15) 漁業生産額とは……………漁業生産活動による最終生産物の生産額であり、漁業・養殖業の魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等乗じて算出したもの。